実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
נוי ניו נפו	華城 (寺開作、西開作、山県、開出、小徳田(一部)、古谷河内(一部)、地神堂、中河内、泥江、汐合、下河内、八河内、野地、大塚、伊佐江、塩屋原、前開作)	令和3年3月	

1 対象地区の現状

① ‡	206.5ha	
27	アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	116.2ha
③地区内における71才以上の農業者の耕作面積の合計		70.8ha
	i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	15.8ha
	ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	1.7ha
4)±	也区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	9.3ha
(備	考)	

2 対象地区の課題

- ・農業従事者の高齢化や、農業機械の更新を契機とした農業離れが進み、担い手不足が深刻な状況。
- ・担い手不足により、不作付地、耕作放棄地の増加が予想される。
- ・後継者、後継ぎがおらず、農地の受け手の確保が必要。
- ・小区画、不整形なほ場が多い。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

規模拡大の意向のある認定農業者への集積を進める。

地元で新たな就農者の掘り起こしを行う。

他地区や近隣自治体などから入作を希望する認定農業者や認定新規農業者を探していく。

条件の良い農地については荒廃農地にならないように努力していく。

多面的機能支払などでの共同活動を契機として、人と農地のマッチングを進め、地域での集約、集積を進める。

家族経営農業に勤しみ、農地を維持する。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

貸付け等の意向が確認された農地は、45,098㎡となっている。

農地利用は、中心経営体である認定農業者などが担うほか、入作を希望する認定農業者や新規就農者の受け入れに努めていく。

中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の 一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、農地中間管理機構を通じて中心経営体へ の貸付けを進めていく。

隣接地域に働きかけ、集積を進め、経営の安定を図れるよう努力する。

5 中心経営体

16経営体

- ① 現状の経営面積 28.66ha
- ② 今後の農地引受の引受けの意向 38.01ha (地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計①-② 9.35ha)